

公開概要書

| | | | | | |
|--------|--|-----|-----------|-----|-------------|
| 受付日 | 令和6年1月15日 | 回答日 | 令和6年2月14日 | 担当課 | 連携のまちづくり推進課 |
| 意見等の内容 | <p>市委託業務（市の発刊物の配布・ゴミステーション設置管理等）が自治会を受託団体として運用されている。</p> <p>自治会は住民主体の唯一の排他的地域独占団体（当方の造語）でその市民憲章を基調とした運営が求められると考える。</p> <p>行政サービス事業の一翼を担う唯一の住民組織である事から実質的に強制加入に準ずる団体にあるとも思える。</p> <p>故にその運営には規範意識と透明性が担保される事が運営の基本と考える。</p> <p>しかし当該自治会においては、その基本が疎かにされ秩序を欠いた運営が永く続いている。</p> <p>昨年度自治会が運営改善の為に主体的に呼びかけた会員からの意見に、今次を問題提起する様々な侵奪な意見が寄せられた。</p> <p>『自ら話し合い、きまりをつくり、みんなと協力し、・・・』等の、安心して暮らせる地域づくりの基本に関する訴えで有るにも関わらず会員（構成員）との対話の場を設けず、会則を軽視した運営に終始している現況に有る。</p> <p>市ご当局は自治会への加入の実態的強制性の関係を形成している当事者として、行政の末端組織機能を委ねる自治会の運営実態の把握に務め、指導・助言を行うなど適正化に積極的な関わりを切に願います。</p> <p>この際、その業務委託の停止も選択肢に市委託業務の受託団体として組織運営が市民憲章を基調としているか否か等の適格性を確認され、その構成員が安心して暮らせる唯一の住民組織として再構築される様、指導・助言戴きたい。</p> | | | | |
| 回答の内容 | <p>自治会は一定の区域に住所を有する住民の皆さまで構成される任意による地縁団体です。ご意見をいただいた市委託業務については、全ての自治会に委託しているわけではありませんが、自治会の運営については、市民憲章にもあるように、市民の話し合い、市民同士の協力や行動が欠かせないものであると考えております。</p> <p>自治会費や補助金などを主な収入源とする自治会の会計処理については、会計担当者や複数名による出入金のチェック体制により、自律的に運営されているものと認識しています。また、監査担当役員により会計監査が行われているものと認識しています。</p> <p>なお、これまで自治会において、内部で解決が進まない案件が生じた際には、市に相談されることもございました。その場合は、関係者への聞き取りなどを行い個別に対応をしてきたところです。</p> | | | | |